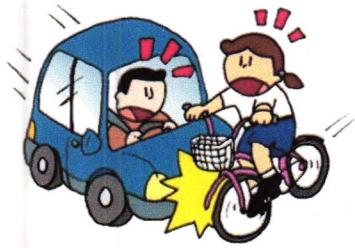


保護者の皆さんへ



お子さんを自転車事故から守るために…

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、小学校が休校となり、全国的に外出を自粛している中ではありますが、他府県で、自転車に乗っていた子供が横断中に車と衝突する交通事故が発生しています。

お子さんが交通事故にあわないよう、自転車に乗るときは、

- ・ 小学生は自転車乗車用ヘルメットをかぶる。(道路交通法第63条の11)
- ・ 目的地までの安全なルートと危険箇所について親子で確認する。
- ・ 自転車の交通ルールを守り、周りの車等の動きに注意する。

など、お子さんの安全のために必要なことを話し合いましょう。

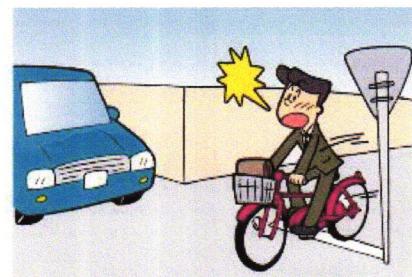


～もしかしたら・・と危険を予測し安全運転～



◆交差点では一時停止と安全確認

一時停止の標識のある交差点では、必ず止まらなければなりません。(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)



また、左右の見通しのきかない交差点に入るときは、徐行しなければなりません。(3月以下の懲役又は5万円以下の罰金)

～これぐらい大丈夫・・と思わないで！ちょっとした油断が交通事故につながります～

◆禁止行為～保護者の皆さんもお子さんの手本となる運転をしましよう～



自転車の交通ルールを守って安全に！

京都府山科警察署